

高等学校段階の病弱教育の制度化について

現在、小学校及び中学校の病弱特別支援学級に在籍する児童生徒は増えていますが、本県には知的障害や肢体不自由を伴わない病弱者（単一障害）が通うことができる特別支援学校高等部がありません。病弱生徒の多くは、公立または私立の定時制または通信制高等学校に進学しています。

当課ではこれまで、高等学校段階の病弱教育を保障するための制度化について検討を進めて参りました。令和2年度には病弱教育の在り方を検討する委員会を立ち上げ、令和3年度から令和4年度には当事者アンケートを含む調査や検討を行い、本年度4月から5月にかけては、医療、福祉、教育の各分野の有識者及び保護者に意見を伺いました。

今回の規則改正では、病弱教育の選択の幅を広げるため、高等学校段階の病弱教育の制度化について提案したいと考えております。

病弱者の定義

- ・学校教育法施行令第22条の3では、病弱者を次のように規定

病弱者	<ul style="list-style-type: none"> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
-----	---

- ・心臓疾患などの慢性疾患、うつ病などの心因性疾患など、病気の種類は幅広い。

1 現状

① 病弱児童生徒の学びの場の現状

○小学校及び中学校

- ・地域の小中学校の通常の学級
- ・地域の小中学校の病弱特別支援学級
- ・病弱の特別支援学校（小中学部）

○中学校卒業後

- ・公立私立高等学校（全日制・定時制・通信制）
- ※病気や生活の自己管理ができる生徒

② 病弱児童生徒の状況

- ・小中学校病弱特別支援学級及び病弱特別支援学校小中学部の児童生徒数が年々増加している（平成25年度から令和4年度の10年間で約3倍）。
- ・当事者のニーズがある（当事者アンケートで「病弱者対象の特別支援学校高等部を第1希望とする」と回答した生徒が6人いる）。
- ・中学校卒業時、病気を理由に進学できなかった生徒がいる（平成24年度から令和3年度の10年間で4人）。

2 課題

- ・高等学校には、特別支援学級という制度がなく、そのため、公立私立高等学校は、遠隔教育等を含めた合理的配慮の提供は可能だが、生徒の病状等に合わせた特別な教育課程を編成することができない。
- ・特別支援学校では、個々の生徒の状況に合わせて特別の教育課程を編成することができるが、本県では特別支援学校高等部の対象障害種に病弱を含めていない。高等学校段階の病弱者の学びの場を広げ、より丁寧な教育を行っていく必要がある。

3 経緯

- ・高等学校段階の病弱者の学びの場として、肢体不自由を対象とする4つの特別支援学校※1高等部と小中学校段階の病弱教育※2を行っている富士見支援学校に高等部を新たに設置する案を比較検討。
- ・肢体不自由を対象とする4校では、生徒が居住する県内各地域で教育と通学保障ができること、また、富士見支援学校に高等部を新たに設置する案に比べ、現状において教員や看護師などの体制や教育課程が整っていること、新規でのスクールバス配備や寄宿舎建設の必要がなく、迅速かつ円滑に高等学校段階の病弱者を受け入れることができる利点を確認された。
- ・病弱教育の在り方を検討する委員会や、各分野の有識者及び保護者が参加する委員会において、肢体不自由を対象とする4校の高等部において病弱教育を行うことが適当と意見集約された。

(※1) 山梨県立甲府支援学校、山梨県立あけぼの支援学校、山梨県立やまびこ支援学校、山梨県立ふじざくら支援学校

(※2) 小学校及び中学校段階の病弱児童生徒は、基本的に地域の小中学校に設置されている特別支援学級等で学んでいる。病状の変化に伴って一時的に富士見支援学校に転籍する児童生徒もいるが、富士見支援学校の在籍は1ヶ月～1年半程度。

4 取り組みの方向性

- 肢体不自由を対象とする4つの特別支援学校の高等部の教育対象障害に病弱を加え、病弱教育の選択の幅を広げる。

制度化の内容(案)

- 上記4つの県立特別支援学校の高等部で病弱生徒を受け入れることができるよう、県立特別支援学校学則の一部を改正し、同学則に規定する障害種別の欄に「病弱(高等部に限る。)」を追加する。